

安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市の観光レクリエーション施設等を安威川ダム周辺に整備する安威川ダム周辺整備事業を進めるにあたっては、官民連携（PPP）事業として実施する方針のもと、事業候補者を公募により選定した。公募では、本市の提示する事業条件をもとに、民間事業者から自由な事業提案を求めており、事業の実施目的に適合しつつ、実現性・継続性が認められる提案を行った民間事業者を事業候補者として選定し、基本協定を締結する。その後、協議が整った場合には、事業候補者の提案及び協議結果をもとに本事業に係る基本計画を策定したうえで事業化することになるが、事業候補者の提案及び協議結果を基本計画に反映するにあたっては、拠点施設の整備・運営に係る官民分担の検証や、北部地域活性化に向けたエリアマネジメントの仕組みを検討する必要がある、これまでにコンサルタントが蓄積した官民連携や地域振興のノウハウ及び提案内容によって成果が大きく影響されるものである。

これらを踏まえ、安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく委託事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な委託事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

安威川ダム周辺整備基本計画策定及び契約支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、「安威川ダム周辺整備基本構想」に基づき官民連携事業として行う、安威川ダム周辺整備事業（以下「本事業」という。）の実現に向けて、これまでに実施した安威川ダム周辺整備制度設計等検討業務委託での検討結果及び本事業候補者の提案を踏まえるとともに、提案のあった区域外の今後のダム周辺に関する土地の利活用方針を含めた基本計画の策定及び事業契約のための各種支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

- ・基本計画策定業務 1 式
- ・契約支援業務 1 式

(4) 業務期間 契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3 当該業務の予算額

32,918,600 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格につ

いては、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間に於いて、本業務と同種の業務で請負金額が20,000,000円以上の業務の履行実績があること。なお、同種の業務とは、官民連携による公共施設の整備に係る基本計画策定業務に関する業務をいう。
- (5) 公有地を活用した民間施設整備を含む官民連携事業のアドバイザー業務の履行実績があること。
- (6) 公共施設で活動するエリアマネジメント組織の設立支援業務の履行実績があること。
- (7) 安威川ダム周辺整備事業候補者の募集への応募をしていないこと。

6 説明会

事業の説明は、説明会の開催により行う。なお、本説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

- (1) 開催日時：令和2年9月28日（月）
午後1時30分から午後3時00分まで
- (2) 開催場所：茨木市役所本館6階入札室

7 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式4）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メール（FAX）で都市整備部北部整備推進課宛送信すること。
提出期限：令和2年10月5日（月）午後5時まで（必着）
提出先：茨木市都市整備部北部整備推進課
E-mail：hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp

又は

F A X : 072(620)1730

※ 電子メール（F A X）以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和2年10月9日（金）午前9時から

掲載場所：茨木市HP 北部整備推進課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/48751.html>

8 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式5）

② 業務実施体制調書（様式6）

イ 提出先：茨木市都市整備部北部整備推進課（茨木市役所南館5階）

ウ 提出期限：令和2年10月12日（月）午後5時まで

エ 提出方法：持参に限る。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式3）により10月13日に参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式2）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに北部整備推進課へ提出すること。

9 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書（案）及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案については、下記11②の審査項目及び審査内容・基準を踏まえ

て、10頁以内で記載すること。

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式7）及び内訳書（任意様式）

基本業務内容により、業務内容について、内訳が分かるように見積もること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和2年10月19日（月）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館5階 都市整備部北部整備推進課事務室

ウ 提出方法：持参に限る。

エ 提出部数

正本1部（参加者名表示）

副本9部（参加者名非表示）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査方法

プロポーザルの審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された業務実績調書、業務実施体制調書、企画提案書等及び参考見積書を下記11（1）で示す審査基準に基づいて審査し、最も優れた提案者を候補者として決定するものである。

(2) 審査結果の通知

① 結果通知

審査の結果は、令和2年10月23日（金）以降に当該審査を行った全者に対し、郵送でプロポーザル審査結果通知書（様式8）により通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、説明を求めることができるものとする。

11 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査項目

① 事務局審査

審査項目	審査内容・基準	配点
業務実績・実施体制調書	担当者の人員配置や業務実績を含めて、業務を実施するための十分な体制が取れているか。	30
見積書	(参加業者中最低見積額／各社見積額) × 70 点	70

	※小数点以下は切り捨て	
合計		100

② 委員審査（配点は委員 1 人あたり）

審査項目		審査内容・基準	配点
企 画 提 案 書	業務に対する理解	安威川ダム周辺整備事業の目的・内容を十分に理解し、現在の安威川ダム周辺整備事業候補者の提案内容及び本市北部地域の実情を踏まえた基本計画策定及び事業契約につながる提案がなされているか。	20
	企画力	官民連携事業について十分な知識を持ち、事業候補者の提案を実現するための手続きや課題について提案がなされているか。	15
	創造性	地域振興や来訪者の満足度向上につながる基本計画の策定に向けて必要と考えられる本業務の仕様書（案）に盛り込むべき内容の提案がなされているか。	15
	技術力	施設整備等に必要な法律等の専門的知識や過去の業務実績を踏まえ、本市にとって実現性があり、北部地域の活性化につながる基本計画となる提案がなされているか。	15
	専門性	官民連携事業を進めるために必要となる契約上の諸問題を解決する提案がなされているか。	15
合計			80

(2) 配点

- ①事務局審査 100 点
- ②委員審査 560 点（80 点×7 委員）

12 候補者の決定

候補者は、上記11の審査項目により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 提案者が 1 者のみであった場合は、審査を行い評価点が 6 割以上であった場合に候補者とする。

- (5) 審査の結果、評価の合計点数が 6 割以上に達した提案者がいない場合は、通過者なしとする。

13 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものとみなし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

14 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

15 日程

説明会（仕様）	令和 2 年 9 月 28 日（月）
質問期限	令和 2 年 10 月 5 日（月）
質問に対する回答	令和 2 年 10 月 9 日（金）
参加申込期間	令和 2 年 9 月 28 日（月）午後 2 時から 令和 2 年 10 月 12 日（月）午後 5 時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前 9 時から 午後 5 時までとする。
参加資格審査結果通知	令和 2 年 10 月 13 日（火）
企画提案書提出期間	令和 2 年 10 月 13 日（火）午前 9 時から 令和 2 年 10 月 19 日（月）午後 5 時まで（厳守）
審査	令和 2 年 10 月 22 日（木）
審査結果通知	令和 2 年 10 月 23 日（金）
契約締結	令和 2 年 10 月 29 日（木）
業務開始	令和 2 年 10 月 29 日（木）

16 その他

- (1) 参加者が1者のみであった場合においても、本プロポーザルを実施する。
- (2) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 本業務に係る説明会に出席しなかった者
 - イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

17 担当部署

茨木市 都市整備部北部整備推進課 担当 岡野、柴田、富本
TEL 072-620-1609（直通）
FAX 072-620-1730
E-mail : hokubuseibi@city.ibaraki.lg.jp